



地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官 (公印省略)

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等 の一部改正について

下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和元年7月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

- 別添1 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」(平成30年 3月5日保医発0305第10号)の一部改正について
- 別添2 「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号) の一部改正について

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成30年3月5日保医発0305第10号)の一部改正について

- 1 I の 3 の 150 中 (3) を (4) とし、(2) の次に次のように加える。
 - (3) 自家培養表皮(栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症に対し使用する場合)
 - ア 調整・移植キットについては、栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症であって、4週間以上持続しているびらん・潰瘍又は潰瘍化と再上皮化を繰り返すびらん・潰瘍に対して、上皮化させることを目的として使用した場合に、一連の治療計画につき同一箇所に対する移植は3回を限度とし、合計50枚を限度として算定する。なお、同一箇所に対して2回以上移植した場合は、その医学的理由と移植箇所、移植回数を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - イ 採取・培養キットについては、一連の治療計画の初回治療月に1回に限り算 定できる。
 - ウ ヒト自家移植組織(自家培養表皮)を栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表 皮水疱症の治療を目的として使用した場合は、診療報酬請求に当たって、診療 報酬明細書に症状詳記を添付する。また、複数回に分けて治療することが予定 されている場合は、一連の治療計画の内容として以下の事項を摘要欄に記載す る。
 - a 治療開始年月及び治療終了予定年月
 - b 治療間隔及び回数

「特定保険医療材料の定義について」 (平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

- 1 別表の II の084(1)①中「「合成人工硬膜」」を「「合成人工硬膜」又は「コラーゲン 使用吸収性人工硬膜」」に改める。
- 2 別表のⅣの024(3)③イ中「6」を「11」に改める。

「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」 (平成30年3月5日保医発0305第10号) の一部改正について (傍線の部分は改正部分)

改 正 後

- I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)(以下「算定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項1~2(略)
 - 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料 (フィルムを 除く。) に係る取扱い

001~149 (略)

150 ヒト自家移植組織

(1)~(2) (略)

- (3) <u>自家培養表皮</u>(栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症とは使用する場合)
 - ア 調整・移植キットについては、栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症であって、4週間以上持続しているびらん・潰瘍又は潰瘍化と再上皮化を繰り返すびらん・潰瘍に対して、上皮化させることを目的として使用した場合に、一連の治療計画につき同一箇所に対する移植は3回を限度とし、合計50枚を限度として算定する。なお、同一箇所に対して2回以上移植した場合は、その医学的理由と移植箇所、移植回数を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
 - <u>イ</u> 採取・培養キットについては、一連の治療計画の初回治療 月に1回に限り算定できる。
 - ウ ヒト自家移植組織(自家培養表皮)を栄養障害型表皮水疱症又は接合部型表皮水疱症の治療を目的として使用した場合は、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を

改 正 前

- I 診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号) (以下「算 定方法告示」という。)別表第一医科診療報酬点数表に関する事項 1~2(略)
 - 3 在宅医療の部以外の部に規定する特定保険医療材料(フィルムを 除く。)に係る取扱い

001~149 (略)

150 ヒト自家移植組織

(1)~(2) (略)

(新設)

派付する。また、複数回に分けて治療することが予定されている場合は、一連の治療計画の内容として以下の事項を摘要欄に記載する。

- <u>a</u> 治療開始年月及び治療終了予定年月
- b 治療間隔及び回数

(<u>4</u>) (略)

 $152 \sim 202$ (略)

 $4 \sim 6$ (略)

Ⅱ~Ⅳ (略)

 $\frac{(3)}{152\sim202}$ (略) $4\sim6$ (略) $II\sim IV$ (略) 「特定保険医療材料の定義について」(平成30年3月5日保医発0305第13号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後

(別表)

I (略)

10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除 く。)及びその材料価格

001~083 (略)

084 人工硬膜

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」で あって、一般的名称が「合成人工硬膜」又は「コラーゲン使用 吸収性人工硬膜」であること。
- ② (略)

(2)~(3) (略)

085、086~202 (略)

Ⅲ (略)

IV 歯科点数表の第2章第5部、第8部、第9部、第10部及び第11部に 規定する特定保険医療材料及びその材料価格

023 (略)

024 インプラント体

(1)~(2) (略)

(3) 機能区分の定義

改 正 前

(別表)

I (略)

Ⅱ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第ⅠⅡ 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第 10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料(フィルムを除 く。) 及びその材料価格

001~083 (略)

084 人工硬膜

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品(4)整形用品」で あって、一般的名称が「合成人工硬膜」であること。

② (略)

(2)~(3) (略)

085、086~202 (略)

Ⅲ (略)

Ⅳ 歯科点数表の第2章第5部、第8部、第9部、第10部及び第11部に 規定する特定保険医療材料及びその材料価格

023 (略)

024 インプラント体

 $(1)\sim(2)$ (略)

(3) 機能区分の定義

①~② (略)

③ 標準型(Ⅲ)

次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ アバットメントとの固定性を高めるため、内溝が<u>11</u>度以下 の有角構造となっているものであること

ウ (略)

④ (略)

025~033 (略)

V~Ⅷ (略)

①~② (略)

③ 標準型(Ⅲ)

次のいずれにも該当すること。

ア (略)

イ アバットメントとの固定性を高めるため、内溝が<u>6</u>度以下 の有角構造となっているものであること

ウ (略)

④ (略)

025~033 (略)

V~Ⅷ (略)